



2025年2月26日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 健治
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 総務人事部長 木村 亜里沙
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は2024年11月5日付適時開示「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信訂正に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、2024年11月1日及び2024年11月5日付で有価証券報告書および四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する2,100万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、改めてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1)有価証券報告書

第31期 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

第32期 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(2)四半期報告書

第32期第2四半期 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

第33期第1四半期 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

第34期第1四半期 (自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)

第35期第2四半期 (自 2023年9月1日 至 2023年11月30日)

2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上